

成蹊大学櫓祭本部罰則施行細則

成蹊大学櫓祭本部
2019年度（第58回）

第1章 総則

第1条 当細則は、成蹊大学櫓祭本部規約（以下規約）を補足するものとする。

第2条 櫓祭に参加する全ての団体は、その団体が使用する展示教室（控え室を含む）・模
模
擬店の場所について、あらゆる責任を負うものとする。

第2章 酒・泥酔者

第3条 泥酔者による暴力行為、意識不明、体調不良等が見受けられる場合、その泥酔者
の所属団体には櫓祭期間中に以下の罰則を課すものとし
その泥酔者の所属団体には次年度の櫓祭への参加を認めないものとする。

- (1) 準備日の場合 櫓祭1日目及び2日目の活動停止
- (2) 初日の場合 2日目の活動停止

第4条 櫓祭期間中、学園内において本部が指定した酒類以外の飲酒販売・持ち込みを行
った団体は今年度の櫓祭における活動を停止する等の処置をとるものとする。

第5条 アルコールパスポートをつけていない者へ酒類の販売を禁止する。また、アル
コールパスポートをつけていない者へ酒類を販売した団体は、今年度の櫓祭活動を停
止する等の処置をとるものとする。コール・一気飲み等による飲酒をした団体について
も同様とする。

第3章 喧嘩

第6条 喧嘩の当事者が櫓祭参加団体に所属する者である場合、その者の所属する団体に
は翌日以降の活動は認めない。また、次年度の櫓祭への参加も認めないこととする。

第7条 喧嘩の当事者が櫛祭に参加していない団体に属している場合、その団体には次年度の櫛祭への参加を認めないこととする。

第4章 学園周辺における駐車違反

第8条 駐車違反の車があった場合にはレッカー移動などの処置をとることがある。

第9条 駐車違反の様態が悪質な場合（例、近隣住民より苦情などが再三にわたる場合、3時間以上同じ場所への駐車の場合等）違反車両の持ち主に何らかの罰則を課すことがある。

持ち主の団体には、以下の罰則を課すものとする。

- (1) 準備日の場合 櫛祭1日目及び2日目の活動停止
- (2) 櫛祭の1日目場合 2日目の活動停止

第5章 時間制限

第10条 参加団体は、模擬店営業時間及び音出し時間、大学退構時間の21時を厳守し、復旧日のテント及び教室退出時間は、展示参加団体が13時、模擬店参加団体が15時までとする。

第11条 音出しの時間は、屋外は16時30分、屋内は20時までを厳守する。

第12条 本部の注意があつたにもかかわらず、上記の時間を守らない団体については次年度の櫛祭参加を認めないものとする。

第6章 物品

第13条 物品などを破損した場合には、団体の責任において相当金額の弁償を課すものとする。

第7章 展示・催物参加に関する罰則

第14条 規約第28条によって定められたルールブックに記載のある事項が守られておら

ず本部からの注意後も改善が見受けられない場合、以下の罰則を課すものとする。

- (1) 展示・催物の即時活動停止
- (2) 当該団体の次年度の櫛祭参加禁止

第 15 条 規約第 33 条にある決算報告を提出しなかった団体については、展示援助金の支給を行わないこととする。

第 16 条 当細則に該当する行為が認められた団体については、次年度の櫛祭参加の可否を
を
含め本部で検討の上、その旨を当該団体に通達する。

第 8 章 模擬店参加に関する罰則

第 17 条 規約第 28 条によって定められたルールブックに記載のある事項が守られておらず本部からの注意後も改善が見受けられない場合、以下の罰則を課すものとする。

- (1) 模擬店の即時営業停止
- (2) 当該団体の次年度の櫛祭参加禁止

第 18 条 規約第 37 条による決算報告提出の要求に対し、これを怠った団体については、次年度の模擬店参加を認めないこととする。

第 19 条 当細則に該当する行為が認められた団体については、次年度の櫛祭参加の可否
を
含め本部で検討の上、その旨を当該団体に通達する。

第 9 章 展示・催物・模擬店両方参加に関する罰則

第 20 条 展示・催物団体・模擬店団体の両方に参加する団体に対して、当細則に該当する
る
行為が認められた場合、次年度の櫛祭参加の可否を含め本部で検討の上、その旨を当該団体に通達する。

第10章 補則

第21条 上記以外のもので特に罰則の適用が必要であると判断された場合、本部で検討の上、その旨を当該団体に通達する。

第22条 近隣や来場者への迷惑行為についても前項と同様とする。

第23条 その他、総責任者会議において配布する資料中に掲げる罰則規定についても、当細則と同様の拘束力を持つものとする。

『成蹊大学櫻祭本部罰則施行細則』

制定日：不 明

■改正年月日

第56回(委員長：神 幸弥)平成29年4月7日

第57回(委員長：濱本 慶太)平成30年4月24日

第58回(委員長：神里 友太)令和元年5月5月6日